

Agora 岐阜(アゴラ岐阜)は、さまざまな分野の専門家で構成された集団です。

特集 自分の老後を守る任意後見制度

長寿社会と人生設計

日本はすでに長高齢化社会に突入60歳からの平均余命でも男性23年女性28年、10年一昔どころか二昔を過ぎなければなりません。体力の衰え、思考能力の衰えにどの様に対処していくのか、難しい事です。体が自由に動かなくなり誰かに世話にならなければならないと同時に思考能力(記憶力・判断力)も低下してゆきます。老化現象はいきに進むものではなく、何かの兆候・原因があり進むと思われます。長い老後の人生の設計を50代から真剣に取り組まないと、家族をはじめ世話になる人に負担を掛けることになりかねません。

相続コンサルティング(株) 代表 名和泰典

相続対策の3本柱

相続対策とは、相続が起きる前にこれから起きる相続を予見(想定)して、スムーズに相続がなされるように準備をすることです。

相続対策の基本……3本柱

①分割対策 ②納税対策 ③節税対策

1. 相続時にもめないように資産分割をしておく。
2. 相続税を納税時期(10ヶ月以内)に納める準備をしておく。
3. 少しでも余分な税金を払わないように節税対策をすること。

大切なのはこの

①→②→③の順番を間違えないこと。

分割対策

節税対策を優先するあまり、借金でマンションを建ててしまい分割が出来ない、納税資金が出来ないなどの弊害がおきる場合が見られます。

相続が発生すると、まず行うのは相続人の確定と相続財産の把握です。その次に**遺産分割協議書**(相続人が署名捺印した書類)を作るわけですが、分けにくい資産が多くあると、揉めやすくなります。

例えば、資産が自宅のみ、借金付きの不動産、未開発の広大地、権利地付き地(貸し土地・借家)など。相続が起きた時のために、分けやすくしておくことと、誰にどの財産を相続するかを想定しておくことが大切です。

あらかじめ相続が起きたことを前提に遺産分割

協議書を作っておくことも必要です。左記文書を**公正証書**にしておけば立派な遺言書になります。**二次相続**(配偶者の相続)や兄弟姉妹での相続は揉めることが多いので作成が必要です。**遺留分**(法定相続人の最低取得分)を配慮した遺言書の作成が基本ですが、特定の人に多く相続、遺贈(遺言により財産をあげる)するのであれば、**付言**(遺言内容に付け足した理由などの説明文)をつけ加えます。…遺言の意志を解りやすく伝えることにより円満な相続が可能になります。

年齢を重ねるといろんな名義の財産を持つことがあります。数ある預金通帳・名義変更が大変なのでなるべく一つにまとめる。使わないゴルフ会員権・リゾート会員権・別荘など処分しておきます。個人・会社の保証人になっていれば解消し、**債務の一本化**を。債務の承継も視野に入れておくこと。会社への**貸付金は相続財産**に加算されますので要注意。財産をシンプルにしておくことが円満な分割を可能にします。次号は納税対策を特集します。

名和泰典

相続コンサルティング株式会社

資産を持つ方の悩み解決することです。依頼者の立場に立った提案を当社の専門家がアドバイスします。